

令和3年11月市議会 総務委員会資料

第147号議案 権利の放棄について

目次	ページ
1 概要及び目的	1
2 債権放棄の理由及び内容	1～4

【参考資料】

1 放棄対象債権の概要	5
2 未収債権の内訳	6
3 債権放棄に係る債務者の年齢分布	7
4 債権放棄に係る債権の発生年度分布	7



権利の放棄について

1 概要及び目的

(1) 長崎市債権管理条例制定前の債権放棄について

未収債権において、債務者が無財産や生活困窮状態のもの、また、督促や催告などを行い、債務者との接触に長期間努めても消滅時効期間内の完納に結びつかなかったものなど、回収困難となっている債権が存在する。

このような債権の管理を続けることは、事務の非効率化を招き、業務全体を停滞させる一因となっている。

現時点で、条例に規定予定の「債権の放棄（第7条各号）」条項に該当する「事実上回収できる見込みがない債権」については、債権放棄を行うこととしたい。

(2) 現状の課題について

ア 債権管理を行う際の責務や、事務手続きを明確にした包括的な基準がなく、全庁統一的な債権管理が行われていない。

イ 不良債権化した債権の処理に係る統一的な基準がないため、適切な時期に債権放棄の判断ができず、継続して管理を続けており、事務の非効率化を招いている。

ウ 複雑な債権管理の知識習得には時間を要するが、各所管課では債権回収専任の職員がおらず、専門知識及びノウハウが不足している。

エ 包括外部監査からの指摘において、「合理的な債権放棄の基準等を定めた債権管理条例を制定し、一定の場合には債権を消滅させる仕組みを検討すべき」との意見がなされている。

今後は、債権管理条例のもと、債権管理の一層の適正化を図り、健全な財政運営につなげることをとしたい。

2 債権放棄の理由及び内容

(1) 生活困窮かつ無資力（議案別紙1）

債務者が著しい生活困窮状態にあり、かつ、資力の回復が困難で、債務の履行の見込みがないと認められるもの

放棄の考え方

生活保護を受給している、又はこれに準ずる状態で、かつ、将来収入や資産が増加する見込みがない者は、債権の回収の見込みがなく、債権を保有し続ける実益がないため。

放棄債権内訳

債権名	件数	金額
土地貸付料に係る債権	1	8,190円
夜間急患センター使用料に係る債権	5	37,540円
一般廃棄物処理手数料（し尿）に係る債権	2	666,001円
市営住宅共益費に係る債権	1	1,354円
市営住宅建物使用料に係る債権	1	43,000円
水洗便所改築資金貸付金償還金に係る債権	3	1,170,000円
学校給食費に係る債権	2	31,100円
合 計	15	1,957,185円

(2) 破産等による免責（議案別紙2）

破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が本市の債権につきその責任を免れていると認められるもの

放棄の考え方

債務者の破産事件が終結するなど、債務を免れた場合、債務の履行を強制する手段がないことから、債権の回収の見込みがなく、債権を保有し続ける実益がないため。

放棄債権内訳

債権名	件数	金額
土地貸付料に係る債権	1	147,000円
市営住宅家賃に係る債権	1	119,363円
町営住宅共益費に係る債権	1	4,200円
市営住宅共益費に係る債権	2	39,780円
生活保護費過払返還金に係る債権	7	2,598,622円
水洗便所改築資金貸付金償還金に係る債権	1	402,500円
学校給食費に係る債権	2	52,100円
合 計	15	3,363,565円

(3) 消滅時効（議案別紙3）

消滅時効に係る時効期間が経過しているもの

放棄の考え方

私債権は、消滅時効期間が経過しても、時効の援用がなされない限り、消滅時効の効果が発生しない。基本的な債権管理である督促から催告までの処理は実施されているものの、消滅時効期間が経過したものは、法的措置による回収の見込みがなく、債権を保有し続ける実益がないため。

放棄債権内訳

債権名	件数	金額
土地貸付料に係る債権	3	1,117,204 円
災害援護資金貸付金に係る債権	2	1,049,060 円
夜間急患センター使用料に係る債権	26	175,110 円
災害救済教育資金貸付金回収金に係る債権	1	668,000 円
町営住宅共益費に係る債権	28	764,078 円
市営住宅共益費に係る債権	111	957,934 円
市営住宅建物使用料に係る債権	2	131,224 円
水洗便所改築資金貸付金償還金に係る債権	49	12,426,675 円
給水管修繕工事費に係る債権	3	28,096 円
長与町高田郷配水管・汚水管布設工事の契約解除に伴う違約金に係る債権	1	49,791 円
奨学資金貸付金に係る債権	1	90,000 円
合 計	227	17,457,172 円

(4) 消滅時効（推認）（議案別紙4）

消滅時効に係る時効期間が経過していると推認されるもの

放棄の考え方

時効推認については、時効管理を適切に行っていなかったこれまでの対応をもって債務者に不利益とならないよう、消滅時効に準じた取扱いを行うもの。

- ・ 未収債権には、合併前からの債権などで長期間管理する中で、督促状の送達記録など、時効管理に必要な記録がないものがある。

これらの債権について、時効の起算日を確認する書類等は存在しないものの、債権の発生時期から時効期間を経過したことが確認できるため、「消滅時効経過が推認されるもの」として、権利の放棄を行うもの。

放棄債権内訳

債権名	件数	金額
土地貸付料に係る債権	9	3,040,756 円
奨学資金貸付金に係る債権	11	2,025,500 円
合 計	20	5,066,256 円

(5) 所在不明等（議案別紙5）

債務者の所在が不明となった日（法人にあっては、事業の休止を確認した日）から一定の期間を経過した後においてもなおその状態が継続しているもの

放棄の考え方

所在不明の状態や、法人の事業休止の状態が相当期間続いているものは、その状態が解消される可能性が低いことから、債権の回収の見込みがなく、消滅時効期間が経過するまでその債権を保有し続ける実益がないため。

放棄債権内訳

債権名	件数	金額
土地貸付料に係る債権	8	2,333,668円
災害援護資金貸付金に係る債権	1	560,500円
夜間急患センター使用料に係る債権	13	91,590円
市営住宅共益費に係る債権	8	124,554円
三原町（径50耗）配水管布設工事（その4）の契約解除に伴う違約金に係る債権	1	178,500円
合計	31	3,288,812円

(6) 相続人不存在（議案別紙6）

債務者が死亡し、相続人全員が相続放棄しているもの

放棄の考え方

死亡後、相続人全員が相続放棄しており、回収できる財産も見当たらないものは、債権を保有し続ける実益がないため。

放棄債権内訳

債権名	件数	金額
土地貸付料に係る債権	1	382,112円
建物貸付料に係る債権	1	466,974円
電気使用料に係る債権	1	100,693円
共同店舗共益費負担金に係る債権	1	62,049円
合計	4	1,011,828円

(参考1) 放棄対象債権の概要

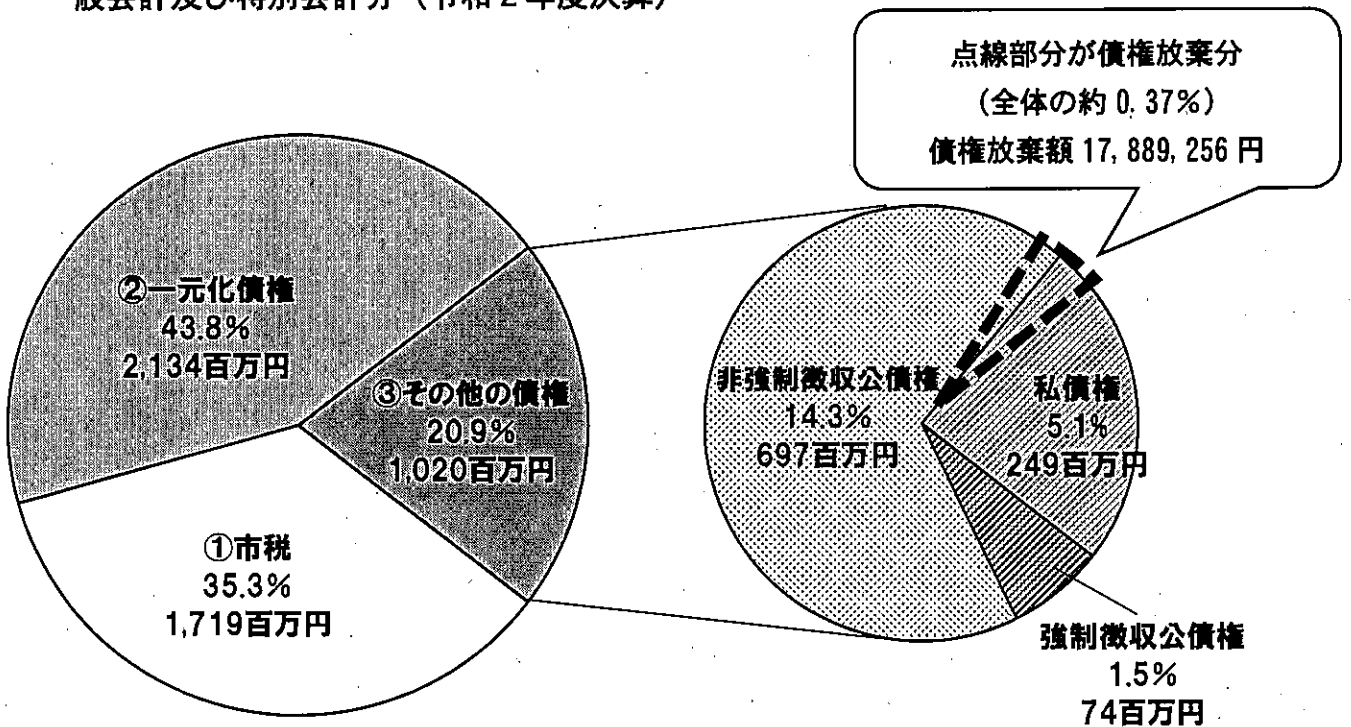
債権名	内 容	放棄 件数	放棄額 (円)	時効 期間 ※1	連帯 保証 ※2
土地・建物貸付料に係る債権 (財産活用課)	市有財産(土地)の貸付料	23	7,028,930	5年	
	市有財産(建物)の貸付料	1	466,974		
電気使用料に係る債権 (財産活用課)	市有財産の使用に係る電気使用料	1	100,693	5年	
共同店舗共益費負担金に係る 債権 (財産活用課)	市有財産の使用に係る共益費負担 金	1	62,049	5年	
災害援護資金貸付金に係る 債権 (自治振興課)	長崎大水害により被害を受けた世 帯への災害援護資金貸付金	3	1,609,560	10年	○
夜間急患センター使用料に 係る債権 (地域保健課)	長崎市夜間急患センターの受診に 係る使用料	44	304,240	3年	
災害救済教育資金貸付金 回収金に係る債権 (子育て支援課)	長崎大水害で被害を受けた児童の いる世帯への教育資金貸付金回収 金	1	668,000	10年	○
一般廃棄物処理手数料(し尿) に係る債権 (環境政策課)	一般廃棄物(し尿)の収集、運搬及 び処分に係る手数料	2	666,001	5年	
市営住宅家賃に係る債権 (住宅課)	市営住宅の使用に係る家賃	1	119,363	5年	○
町営・市営住宅共益費に係る 債権 (住宅課)	町営住宅共用部分の維持管理費用	29	768,278	5年	○
	市営住宅共用部分の維持管理費用	122	1,123,622		
市営住宅建物使用料に係る 債権 (住宅課)	災害等の理由により市営住宅を一 時的に利用する場合の家賃相当分	3	174,224	5年	
生活保護費過払返還金に係る 債権 (生活福祉1課)	過払となった生活保護費の返還金	7	2,598,622	5年	
水洗便所改築資金貸付金 償還金に係る債権 (料金サービス課)	くみとり便所から水洗便所への改 築工事に係る貸付金償還金	53	13,999,175	10年	○
給水管修繕工事費に係る債権 (料金サービス課)	上下水道局が有償で修理した給水 管の修繕工事費	3	28,096	3年	
契約解除に伴う違約金に係る 債権 (事業管理課)	工事の受注者が経営不振に陥り、履 行不能となったことによる契約解 除に伴う違約金	2	228,291	5年	
奨学資金貸付金に係る債権 (教育委員会総務課)	経済的な理由により修学が困難な 者(高校生・大学生等)への奨学資 金貸付金	12	2,115,500	10年	○
学校給食費に係る債権 (健康教育課)	保護者が負担する学校給食の実施 に要する経費(食材費)	4	83,200	2年	
合 計		312	32,144,818		

※1 令和2年4月の民法改正後に発生した債権は5年。債務名義を取得した場合は10年。

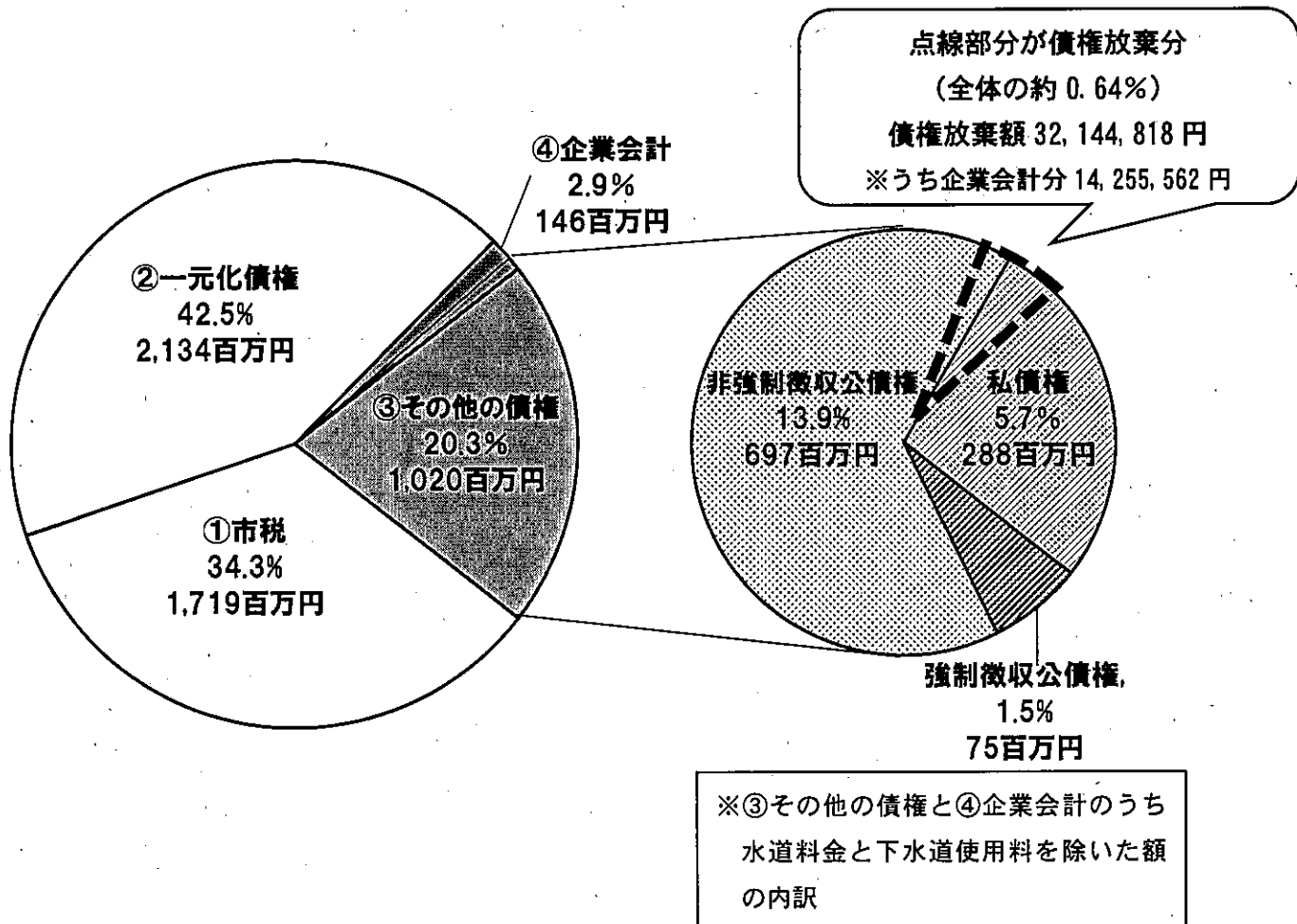
※2 連帯保証：制度上、連帯保証人を求める債権

(参考2) 未収債権の内訳

1 一般会計及び特別会計分 (令和2年度決算)

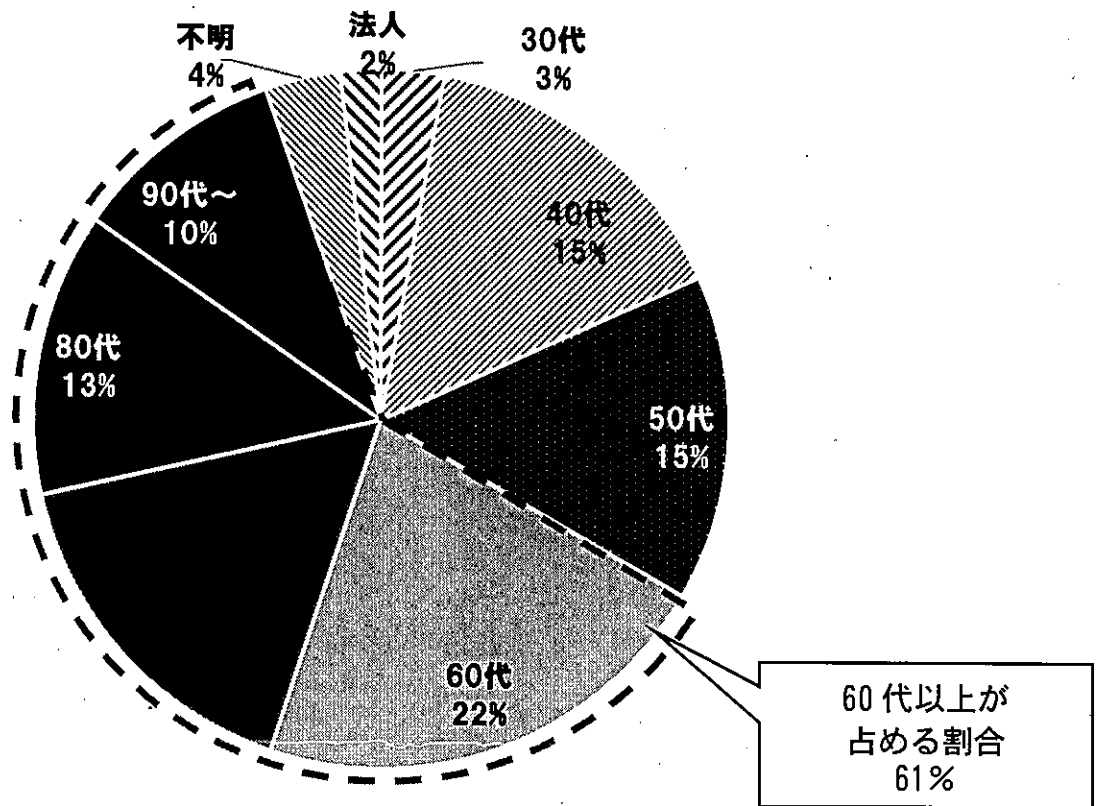


2 1及び公営企業会計合計 (企業会計は令和3年5月末現在)



※③その他の債権と④企業会計のうち
水道料金と下水道使用料を除いた額
の内訳

(参考3) 債権放棄に係る債務者の年齢分布



(参考4) 債権放棄に係る債権の発生年度分布

